

# 長野県消費者被害防止対策推進会議（仮称）概要

長野県県民文化部消費生活室

## 長野県消費者被害防止対策推進会議

### 《設置の目的》

特殊詐欺や悪質な消費者被害の未然防止を図るため、関係機関、関係団体等が一致して「長野県消費者被害防止対策推進会議」を設置し、県民一丸となった取り組みを推進する。

### 《推進会議の役割》

推進会議として実施する次の事項の方針決定

- ◆推進会議として統一した啓発活動
- ◆構成団体の特徴を活かした独自の被害防止対策の取り組み
- ◆県や市町村の被害防止対策との協働
- ◆地域の見守り活動への支援又は参加
- ◆構成団体における消費者教育の実施

### 《構成団体等》

長野県、長野県警察、長野県教育委員会、市長会、町村会、福祉団体、消費者団体、法曹団体、経済団体、金融機関、学校関係等

### 《役員》

- ◆会 長 長野県知事
- ◆副会長 6名（会長が指名）

### 《設立》

平成 26 年 7 月 23 日（予定）

## 幹 事 会

### 《構 成》

推進会議構成団体の事務局職員等

### 《幹事長》

長野県県民文化部長

### 《役 割》

推進会議における取り組み事項の事前調整、団体相互の連絡調整

## 庁内連絡会議

### 《構 成》

各部局主管課長等、地方事務所副所長、消費生活センター所長

### 《役 割》

県組織内における推進会議決定事項の実施及び取り組み事項の企画提案

事務局：県民文化部消費生活室

連絡調整

消費生活庁内連絡員

## 長野県消費者被害防止対策推進会議（仮称）設置要綱（案）

### （目的）

第1条 特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、長野県消費者被害防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、関係機関及び関係団体等（以下「関係団体等」という。）が協働して、消費者被害に遭わない・遭わせない安全で安心な郷土づくりを推進することを目的とする。

### （事業）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）推進会議として統一した啓発活動の推進に関すること
- （2）被害防止に向けた構成団体の独自の取組みに関すること
- （3）県、県警察及び市町村が実施する被害防止対策との協働に関すること
- （4）消費者被害防止見守り体制の推進に関すること
- （5）消費者教育・消費者啓発の実施に関すること
- （6）その他前条の目的を達成するため、必要と認められる事項

### （組織）

第3条 推進会議は、別表1に掲げる関係団体等をもって組織する。

- 2 前項に規定する関係団体等のほか、推進会議の目的に賛同し、県内に広く組織を持つ団体等を加えることができるものとする。

### （会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長を置き、長野県知事をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 推進会議に副会長6名を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長を務める。

- 2 会長は、必要と認めるときは、推進会議の会議に構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### （幹事会）

第6条 第2条に規定する事業を円滑に行うため、推進会議に別表1に掲げる関係団体等をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、長野県県民文化部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。

### （庁内連絡会議）

第7条 推進会議の事業の企画・提案及び円滑な推進を図るため、庁内連絡会議を置き、別表2に掲げる職員をもって充てる。

### （事務局）

第7条 推進会議の事務局は、長野県県民文化部県民協働課消費生活室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

(別表1)

長野県消費者被害防止対策推進会議 構成団体

長野県市長会  
長野県町村会  
社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
長野県民生委員児童委員協議会連合会  
特定非営利活動法人長野県高齢者福祉協会  
長野県老人福祉施設事業連盟  
一般財団法人長野県老人クラブ連合会  
公益財団法人長野県長寿社会開発センター  
社会福祉法人長野県社会福祉事業団  
長野県消費者団体連絡協議会  
一般社団法人長野県連合婦人会  
長野県生活協同組合連合会  
長野県消費者の会連絡会  
公益社団法人長野県防犯協会連合会  
長野県弁護士会（予定）  
長野県司法書士会  
一般社団法人長野県経営者協会  
長野県中小企業団体中央会  
一般社団法人長野県商工会議所連合会  
長野県商工会議所女性会連合会  
長野県商工会連合会  
長野県農業協同組合中央会  
株式会社ゆうちょ銀行信越エリア本部  
日本郵便株式会社信越支社  
一般社団法人長野県銀行協会  
長野県信用農業協同組合連合会  
長野県信用金庫協会  
長野県信用組合  
長野県労働金庫  
長野県証券警察連絡協議会  
ライオンズクラブ国際協会 334-E 地区  
赤十字奉仕団長野県支部委員会  
長野県農村生活マイスター協会  
農村女性ネットワークながの  
長野県私立中学高等学校協会  
一般社団法人長野県私立短期大学協会  
信州大学  
松本大学  
財務省関東財務局長野財務事務所  
長野県  
長野県教育委員会  
長野県警察

(別表2)

長野県消費者被害防止対策推進会議 庁内連絡会議

危機管理部消防課長  
企画振興部総合政策課長  
総務部人事課長  
県民文化部文化政策課長  
健康福祉部健康福祉政策課長  
健康福祉部地域福祉課長  
健康福祉部健康増進課長  
健康福祉部介護支援課長  
環境部環境政策課長  
産業労働部産業政策課長  
観光部山岳高原観光課長  
農政部農業政策課長  
林務部森林政策課長  
建設部建設政策課長  
会計局会計課長  
企業局次長  
議会事務局総務課長  
教育委員会事務局教育総務課長  
教育委員会事務局教学指導課長  
警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全推進室長  
警察本部生活安全部生活環境課長  
警察本部刑事部捜査第二課長  
佐久地方事務所副所長  
上小地方事務所副所長  
諏訪地方事務所副所長  
上伊那地方事務所副所長  
下伊那地方事務所副所長  
木曾地方事務所副所長  
松本地方事務所副所長  
北安曇地方事務所副所長  
長野地方事務所副所長  
北信地方事務所副所長  
長野消費生活センター所長  
松本消費生活センター所長  
飯田消費生活センター所長  
上田消費生活センター所長